

加美町立中学校に係る部活動の方針

平成31年4月
加美町教育委員会

1 本方針策定の趣旨

中学校における部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味関心をもつ生徒の自主的・自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化に親しむ中で人間性や社会性を磨き、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる教育的意義の高い活動である。

このように教育的価値の高い部活動の在り方について、スポーツ障害の予防や生徒のバランスのとれた生活と成長の確保等様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、宮城県ではこのガイドラインに則り「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き」が策定された。

これらを踏まえ、本町においても適切な部活動の取組に関する方針を策定し、平成31年4月から町立中学校に適用することとする。

なお、本方針は、運動部活動と文化部活動の区別なく適用する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の部活動に係る活動方針の策定

校長は、本方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、本町教育委員会に提出するとともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 顧問による活動計画等の作成

各部活動の顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」を踏まえ、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、保護者、外部指導者等に説明し、理解を求める。

なお、活動計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する。

(3) 指導体制の構築

校長は、生徒や教師の数、外部指導者等の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。

また、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部指導者、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理にかかる体制の構築を図る。

本町教育委員会は、各学校における各部活動の顧問の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等の任用について検討する。

(4) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、業務改善及び勤務管理等を行う。

(5) 研修の充実

町教育委員会は、宮城県教育委員会と連携しながら、部顧問・部活動指導員を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上を図るための研修並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

また、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

校長は、毎年度当初、職員会議等において「部活動の手引（平成30年3月28日付けス第747号）」を用い、部活動指導の在り方について、顧問となる教師全員に研修を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒が、運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた日常生活を送り、学習・部活動等の学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることが重要であることや、スポーツ障害防止等の観点から適切な休養日を確保することが必要である。

また、顧問教員の過度の負担軽減のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。そのため、各部においては、以下の基準により、年間を通して計画的に、適切な休養日等を設定することとする。

(1) 学期中の休養日の設定

週2日以上の休養日を設定する。休養日には、次の①または②を含むこととする。

①平日に1日と土・日曜日のいずれか1日

②土・日曜日、両日の2日間

なお、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、直近の日に代替の休養日を確保する。

- ・大会等には、コンクール、地域行事への参加等を含む。
- ・日曜日が大会等の場合、前日の土曜日の練習は可とするが、代替の休養日を必ず確保する。
- ・3連休の場合は、1日は休養日とする。4連休の場合は、2日は休養日とする。5連休以上の場合は、町教育委員会と協議し決定する。
- ・「国民の休日に関する法律」に定められた祝日は、法律の趣旨から活動を行わない。
- ・学期末考査前の5日間及び中間考査前の3日間は、活動を行わない。(土日祝日を含む)

(2) 長期休業中の休養日の設定

長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間を設けること。特に夏季休業中及び冬季休業中の学校閉庁の期間は活動を行わない。

なお、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、必ず直近に代替の休養日を確保した上で実施すること。

(3) 1日の活動時間

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日は2時間で活動を終えることとする。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間で活動を終えることとする。

(4) 朝練習の実施

朝練習については、原則禁止とする。ただし、夏季の熱中症対策として、放課後の活動の代替で活動を行うことは妨げない。その際、放課後の活動は無しとする。

また、校長が、大会やコンクールの前等特別な事情があると認めた場合のみ限定的に朝練習を行うことができるものとするが、その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。

(5) ハイシーズンの設定

中学校総合体育大会（新人大会を含む）や吹奏楽連盟主催の大会等の前4週間（上位大会に進んだ場合も含む）は、技能強化を目指して通常より活動時間を確保するため、校長は、保護者の了解を得た上で「ハイシーズン」を設定することができる。

ただし、校長は、ハイシーズンを設定した場合、生徒及び顧問の負担軽減の観点から十分に考慮し、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めなければならない。

また、校長は、恒常的にハイシーズンとならないように、生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査するとともに、「学校の部活動に係る活動方針」の中にハイシーズンの活動計画を記載する。

ハイシーズン中の活動と休養日については、以下のとおりとする。

- ・平日は、2時間30分の活動を認める。更なる延長は認めない。
- ・練習試合等により土・日曜日連続した活動を認めるが、翌月曜日は休養日とする。
- ・2週連続して、土・日曜日両日の活動は認めない。
- ・3連休以上の場合は、1日は休養日とする。

4 合理的かつ効果的・効率的な活動の推進のための取組

校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」、宮城県の「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き」にのっとり、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、体罰・ハラスメント等の根絶を徹底する。

(1) 効果的・効率的な指導の実施

顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の最新の知見からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が意欲と目標を持って、持続的に活動に取り組めるよう、競技種目の特性等を踏まえた指導により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

なお、文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、この考えに準じて取り組むこととする。

(2) 体罰等の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動での指導での体罰等は、いかなる場合においても絶対に許されるものではないという認識を持ち、それらを行わないようにするための取組をすることが重要である。

また、指導に当たって、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等）は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であるということを十分に認識する必要がある。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識を持つことが重要であることから、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

(3) 生徒の自主的な運営

部活動の運営に当たっては、その趣旨に鑑み、生徒の自主的な運営がなされるように配慮する。そのためには、リーダーの育成、部や個人の目標をしっかりと持たせることのほか、部活動日誌の活用、部長会の開催等、部ごとに工夫した取り組みを行うことが大切である。

(4) 指導・運営にかかる体制の構築

部活動は、学校教育活動の一環として学校組織全体で行われるものである。校長は、各部活動の運営や指導を顧問に任せきりにせず、顧問間の意見交換や情報共有、指導の内容や方法の研究等が行われるよう配慮し、生徒たちを教職員全員で見守るという気風を醸成する必要がある。

(5) 地域との連携

町教育委員会及び学校は、学校と地域が共に子どもを育てるという視点から、地域の文化・スポーツ団体、保護者、町内各スポーツ施設等の指定管理者等との適切な連携を図る。

学校の部活動に所属する生徒が地域のスポーツクラブやスポーツ少年団等の団体に所属し、活動を行っている場合は、生徒の過度な負担にならないよう調整を行い休養日等の設定を行う。

5 安全管理と事故防止

(1) 安全点検と安全指導

部活動を安全な活動とするために、学校全体として、練習場所、使用器具の整備・点検に努め、生徒自ら使用前の安全確認を行うなど、安全への意識を高める指導を行い、

事故の未然防止に努める。また、練習試合や大会等での自転車での移動についても、十分な指導を行うとともに、交通事故が起きないように常に注意する。

(2) 天候や気象を考慮した指導

気象等に関する最新の知見を共通理解しておくとともに、練習や大会の際には気象庁等が発表する注意報などの情報を収集し、暴風や雷等に対して、練習や試合の中止及び中断の判断が的確に行われるようにする。また、活動時の気象条件を考慮した指導を行う。特に高温・多湿下では、熱中症対策マニュアル等により熱中症を予防するための対策をとること。

(3) 事故への対応

事故発生時の対応については、人命救助を最優先として、年度当初に学校の危機管理マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を確立しておくこと。また、救命救急講習会等を実施し、心肺蘇生法や事故発生時の対応の仕方について、全教職員で共通理解を図る。生徒に対しても、保健体育科の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を適宜行い、事故発生時には適切に対応できるようにするとともに、事故を未然に予防する対応がとれるよう指導する。

6 取組の検証

(1) 学校評議委員会・学校運営協議会等による定期的な評価

各部の運営・指導が顧問教員に任せきりにならないように、校長は、学校評価や生徒・保護者からの意見等を活用するなどして、活動の自己評価を行う。また、学校評議委員会・学校運営協議会等による評価を定期的に受け、適宜指導・是正を行う。

(2) 町教育委員会による検証

本方針に示す各学校の部活動にかかる取組については、町教育委員会が取組状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえて必要な改善を図っていくものとする。